



## 報道機関の皆さんへお知らせ

配付年月日	令和5年(2023年) 5月1日(月)	連絡先	保健環境部環境生活課長 加藤 伸一 (TEL 0138-47-9039)
標 題	令和5年(2023年)春の全国交通安全運動「旗の波作戦」について		
日 時	令和5年5月11日(木) 9:00~9:20		
場 所	渡島合同庁舎(渡島総合振興局)前 市道		
内 容	<p>1 趣 旨 5月11日(木)から20日(土)まで実施される「春の全国交通安全運動」期間中の取組の一環として、渡島合同庁舎(渡島総合振興局)前の市道において、渡島総合振興局等職員(90名程度)による「旗の波作戦」を実施し、ドライバーや歩行者に対し、交通安全を呼び掛けます。</p> <p>2 主 催 北海道渡島総合振興局</p> <p>3 実施内容 ・あいさつ(田中振興局長) ・旗の波作戦の実施 ・解散</p> <p>4 その他 実施要領を添付。 ※雨天の場合は中止します。(当日8時50分に渡島合同庁舎庁内放送でお知らせします。)</p>		
取材に当たっ てのお願い	交通安全運動の推進のため、当日の取材について、特段の配慮をお願いします。		

## 令和5年(2023年) 春の全国交通安全運動「旗の波作戦」実施要領

### 1 目的

令和5年「春の全国交通安全運動」が、5月11日(水)から20日(土)までの10日間実施される。

これからの時期は、日差しが日増しに強くなっていくことから、高齢者の朝夕の散歩や外出の機会が増えたり、新入学児童が通学に慣れて行動範囲が広がる等子どもと高齢者が犠牲となる交通事故が心配される。

このため、渡島合同庁舎内の職員が、交通事故の犠牲者が一人でも少なくなるよう旗の波により、ドライバーや歩行者に対し、交通安全を呼びかけるものとする。

### 2 実施日時

令和5年(2023年) 5月11日(木) 9:00~9:20

### 3 場所

渡島合同庁舎前 市道

### 4 進行

- (1) 挨拶(振興局長(予定))
- (2) 旗の波作戦実施
- (3) 解散

### 5 参集範囲・人員

渡島合同庁舎内の職員 約90名

### 6 その他

雨天中止の場合は、当日8時50分に庁内放送で周知する。

# 交通ルールを守ろう!

思いやりを込めて安心・安全。

横断歩行者  
事故等の防止と  
安全運転意識  
の向上

自転車の  
ヘルメット着用と  
交通ルール遵守  
の徹底

こどもを  
始めとする  
歩行者の  
安全の確保

令和5年 5月11日(木)～5月20日(土)

# 春の全国交通安全運動

5月20日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

チャイルドシート着用推進  
シンボルマーク「カチャヨン」



内閣府  
交通安全対策  
オフィシャル  
サイト



# 5月20日(土)は 「交通事故死ゼロを 目指す日」です



## 交通ルールを守って、交通事故をゼロにしよう



### こどもを始めとする歩行者の安全の確保



#### 歩行者も交通ルールを守ろう!

幼児・児童を始めとする歩行中の交通事故が多発しています。信号は必ず守りましょう。横断歩道では必ず止まり、右と左をよく見て、車が来ていないことを確かめてから渡りましょう。横断中も周囲の状況を確認しましょう。



歩行者も安全確認!

#### 地域・家庭で通学路等の安全を確かめよう!

最高速度 30 キロの区域規制と「スムーズ横断歩道」等の適切な組み合わせによる「ゾーン30プラス」の整備など、人優先の安全・安心な通行空間を目指して対策を進めています。地域や家庭で、日頃から通学路や生活道路等の安全を確かめましょう。



### 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上



#### 横断歩道は歩行者優先!

横断歩道は歩行者優先です。運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者の横断を妨げないようにしましょう。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。



#### 飲酒運転を絶対にしない! させない! あおり運転はやめよう!

飲酒運転やあおり運転(妨害運転)は極めて悪質・危険な犯罪です。アルコールは少量の摂取でも安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下し、交通事故の危険を高めます。お酒を飲んだら絶対に車を運転してはいけません。あおり運転もやめましょう。



### 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



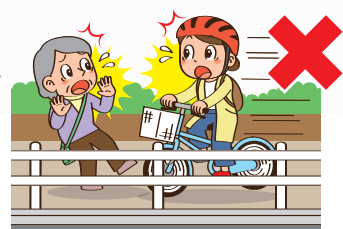
#### 自転車利用者はヘルメット着用!

自転車のヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べて高くなります。自転車を利用する全ての人は、ヘルメットを必ず着用しましょう。



#### 守ろう! 自転車の交通ルール ～自転車安全利用五則～

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



## 令和5年5月11日(木)～5月20日(土)



## 春の全国交通安全運動

